

# 申立書や答弁書の「住所」の記載について

長野家庭裁判所

## 申立書や答弁書に記載すべき「住所」とは

「**生活の本拠**」のことを指し、氏名と相まってあなたを特定するとともに、審理を行う管轄裁判所を定める基準のひとつとなります。

現在生活している場所が一時的な滞在場所に過ぎない場合や、生活している場所が複数存在する場合は、具体的な生活実態等を踏まえて、あなたが「生活の本拠」に該当すると考える場所を記載してください。ただし、そのように記載された住所であっても、裁判官の判断により「生活の本拠」と認められない場合があります。

名所旧跡など「生活の本拠」とは考えられない場所を記載することはできません。

ただし、あなたやあなたのご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある場合には、**申立書や答弁書には、相手に知られても差し支えの生じない住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所や実家等）を記載することができます**（ただし、裁判官の判断により現在の住所の申告を求められることがあります。）。

上記の太字の場合には、以下に説明する**申立書や答弁書の非開示希望**や**当事者間秘匿**の手続は、不要となります。

現在の住所を記載しなければならない場合において、その住所を相手に知られたくないときは、以下の二つの手続の利用をご検討ください。



### 非開示希望

非開示希望とは、相手に知られることで、**あなたやお子さんなどが社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある情報**について、相手が閲覧謄写（見たりコピーしたりすること）の申請をする場合に備えて、あなたの希望をあらかじめ申し出る手続です。

●**非開示希望申出書**を提出してください（送達場所等届出書の下部にあるこの申出書に必要事項を記入してください。）。

裏付け資料の提出は原則として必要ありません（裁判官から求められた場合は、提出してください。）。

手数料等の負担はありません。

●あなたを特定する事項（あなたの住所など）だけでなく、**それ以外の事項**についても申出ができます（例：お子さんの学校名）。

### 当事者間秘匿

当事者間秘匿とは、あなたを特定する情報が相手に知られることで、**あなたが社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるときに**、申立てにより、裁判所が秘匿の決定を行う手続です。

●申立てには、以下の①～⑤の提出が必要です。

①秘匿決定の申立書

②秘匿事項届出書面

③あなたが社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれについての裏付け資料

④申立手数料 収入印紙500円

⑤郵便切手 84円×2枚(事案により追納あり)

※上記書面等に関する記載例は、長野家庭裁判所のウェブサイトをご参照ください。

●**あなたを特定する事項についてのみ**、この申立てができます（例：あなたの氏名、本籍、住所）。

●申立てが認められた場合には、申立書等に「代替氏名A」、「代替住所A」などと記載することができます。

●申立てが認められた場合にも、相手方当事者が取消しの申立てなどをすることもあります。

●申立てが却下された場合は、不服申立てができます（別途手数料等が必要となります。）。

**どちらの手続も、裁判官の判断により認められないことがあります。**



わたしを特定する事項については、自分にあった手続を、自分で選ぶんですね。